

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令等の整備等に関する政令案要綱

第一 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、次の国土交通省関係政令等について所要の規定の整備等を行うものとする。

- 一 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）
- 二 道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）
- 三 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）
- 四 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）
- 五 道路整備特別措置法施行令（昭和三十一年政令第三百十九号）
- 六 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）
- 七 高速自動車国道法施行令（昭和三十二年政令第二百五号）
- 八 地すべり等防止法施行令（昭和三十三年政令第一百十二号）
- 九 下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百四十七号）

十 交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第三百三号）

十一 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）

十二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）

十三 都市計画法施行令（昭和四十四年政令第五百十八号）

十四 都市再開発法施行令（昭和四十四年政令第二百三十二号）

十五 風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令（昭和四十四年政令第三百十七号）

十六 公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四十七年政令第二百八十四号）

十七 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行令（昭和五十年政令第三百六号）

十八 特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）

十九 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十六号）

- 二十 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）
- 二十一 都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第九十号）
- 二十二 マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令（平成十四年政令第三百六十七号）
- 二十三 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）
- 二十四 景観法施行令（平成十六年政令第三百九十八号）
- 二十五 日本道路公団等の民営化に伴う経過措置及び関係政令の整備等に関する政令（平成十七年政令第二百三号）
- 二十六 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法施行令（平成十七年政令第二百五十七号）
- 二十七 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律施行令（平成十九年政令第二百四十九号）
- 二十八 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令（平成二十年政令第三百三十七号）
- 二十九 空港法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第三百六十四号）
- 三十 内閣府において交付金の配分計画に関する事務を行う事業又は事務を定める政令（平成二十三年政令第九十号）

(本則第一条から第二十九条まで関係)

第二 施行期日等

一 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月三十日）から施行すること。ただし、第一条、第三条、第四条、第五条（道路整備特別措置法施行令第十五条第一項及び第十八条の改正規定を除く。）、第六条、第九条、第十一条、第十二条、第十三条（都市再開発法施行令第四十九条の改正規定を除く。）、第十四条、第十五条、第十八条、第十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第五十九条の改正規定に限る。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（景観法施行令第六条第一号の改正規定に限る。）、第二十五条及び第二十七条の規定並びに次条及び附則第三条の規定は、平成二十四年四月一日から施行すること。

二 所要の経過措置を規定するものとする。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

(附則関係)